

議事日程(第5号)

令和5年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第48号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第58号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)

- 日程第23 議員派遣の件
日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
日程第2 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第3 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第4 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
日程第5 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
日程第6 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
日程第7 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
日程第8 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
日程第9 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
日程第10 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
日程第11 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第12 議案第48号 財産の無償譲渡について
日程第13 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第15 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
日程第16 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第58号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）

日程第23 議員派遣の件

日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	古川 誠君	16番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永 恵子君	事務局長補佐	井戸川 隆君
議事調査係長	宮本 敦子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。

令和5年第3回高鍋町議会定例会におきまして追加議案が提案されましたので、9月25日午前9時30分より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の追加提案されます案件は、議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）の1件であります。執行部から説明を受け、質疑を求めましたが、特に質疑なく、その後、事務局からの議事日程について説明を受け、本1議案を日程に追加することで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

○議長（永友 良和） 日程第1、認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

本件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。令和5年第3回定例会におきまして、一般会計決算審査及び特別会計決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について外認定が9件、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）外特別会計補正予算が5件、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）の16件です。

審査は、9月13日から21日中の6日間、第1会議室において、14、15、19日は1名欠席、残る3日間は議長を除く13名の委員出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局2名、オブザーバーとして議長参加の下、行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について御報告いたします。まず、財政経営課です。

最初に、高鍋町令和4年度決算の概要の説明を受け、歳入、地方交付税は昨年と比較し

て減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2億1,281万円、再編関連訓練移転等交付金は2,204万円、財政調整基金繰入金は1,767万円、ふるさとづくり基金繰入金は3億9,248万円、町債は保育園施設整備事業債、臨時財政対策債など5億802万円で、昨年と比較して1億9,769万円の減です。

歳出、財産管理費公共施設等整備基金積立金は、繰入金の2分の1を積立て、子育て支援基金は再編関連訓練移転等交付金の令和4年度の執行額を除いた残額を積み立てたもの、土地開発基金繰出金については役場庁舎南側の土地の取得費用を土地開発基金へ戻したものです。公債費の地方債償還金元金は、令和3年度より5,909万円の増の7億5,495万円、その他庁舎管理費などの説明を受け、質疑に入り、委員から、教職員住宅3件分の不動産売買収入があるようだがとの質疑に、入札の結果、個人が2件、法人が1件であったとの答弁でした。

次に、委員から、ふるさとづくり基金は繰入金より取崩額のほうが大きいとの質疑には、寄附金を10億円と見込んで予算を組んでいたが、下回ったことで積立金が減ったとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

歳入、県支出金は地域交通機関運行維持対策補助金、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業補助金、デマンド交通システム導入支援補助金や灯籠まつりなどコロナ禍で中止になっていた文化イベントの再興に対する補助金などです。また、令和4年度のふるさと納税寄附金は7億4,242万円でした。

歳出、総務管理費は広報たかなべ作成業務委託、ふるさと納税返礼品、高鍋町移住支援補助金、町内循環バス運営委託、高鍋町デマンド交通車両運行业務委託料、地方バス路線維持補助金等、商工費は、感染症対策時間短縮要請協力事業に関する費用の減、昨年度に支出していました工業用地造成事業繰出金、企業立地補助金の交付が令和4年度にはなかったため、大幅な減となりました。

質疑に入り、委員から、町長も含めた役場職員と誘致企業の社員や役員との交流会などを開き、要望を聞いたり、こちらからの要望を伝えたりするようなことは行っていないのかとの質疑に、担当者間では情報交換は行っているが、町長は上京した際などに本社がある会社に訪問したりしている。今年度も宝酒造、南九州化学工業に訪問の予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、観光紹介サイトを作ったようだが実績はとの質疑に、令和5年2月に完成し、開設後8月までに1万6,327回の視聴があったとのことでした。

次に、農業政策課です。

歳出、農業振興費の増額は、農畜産業物価高騰緊急支援給付金事業を実施したことによるもの。畜産費約5億円の増額は、上永谷に養鶏場が建設されたことによる畜産競争力強化整備事業補助金。農地費の減額の要因は、尾鈴地区土地改良事業費において一部事業が完了したことによるもの。農政企画費の増額の要因は、新規就農者の農業用機械の購入や

施設の取得に関する費用への補助、令和3年度から繰越事業担い手経営強化支援事業への補助金です。また、農業用施設災害復旧費は、羽根田地区ののり面復旧工事、大谷地区の農業排水路復旧工事で、雨等で崩落した箇所への復旧工事となっております。

それぞれの事業の歳入の説明を受け、質疑に入り、委員から、農業用加工施設の使用料は主に施設のどの部分の収入なのかとの質疑に、主にコイン製米機使用の収入であるとの答弁で、加工施設の調理室の利用が少ないようだがとの質疑については、近年コロナ禍で利用が進まなかったが、今年度に関しては公民館連協から料理教室ができないか相談を受けている。また、農業高校には調理室が少ないことから、学校と話し合い、加工施設を研修等で活用できないか検討しているとのことでした。

次に、委員から、町内のため池の今後の方針について伺うとの質疑に、県とも協議しながら、使用していないため池については廃止に向け、下流域とも調整しながら事業を進めてまいりたいとの答弁でした。

次に、町民生活課です。

戸籍住民基本台帳費は、制度改正等に伴うシステムの改修や保守委託料のほか、戸籍や住民基本台帳に係るシステム使用料や機器類の借上料が主な支出で、住民記録システムにおけるマイナンバーカード保有者の転出・入手续ワンストップ化へ対応するためのシステム改修業務委託を令和3年度から繰越し事業として令和4年度中に完了。じんかい処理費の増額の要因は、町指定ごみ袋製造に係る原材料等の値上がりや西都児湯環境整備事務組合負担金などの増加など。また、し尿処理費は通常分のし尿くみ取りが減少したことで、前年度より収集運搬業務委託料が減少したものの、高鍋・木城衛生組合負担金が増加したことで前年度並みの決算額となっております。

その他マイナンバーカードの交付状況、ごみ量の推移比較などの説明を受け、質疑に入り、委員から、ヤンバルトサカヤスデの共同研究の成果はとの質疑に、宮崎大学、宮崎県木材利用技術センターで、駆除材ではなく、近づかせないよう忌避剤の研究を進めており、技術センターで実証実験を行っているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入。使用料は、自動車等駐車場使用料、住宅使用料など。土木寄附金として頂いた寄附金は、東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良事業に活用してもらいたいと頂いたものです。

歳出。道路維持費町道維持整備工事は10件。町単独道路改良工事は、現年分が7件、過年度分が5件。社会資本整備総合交付金事業に伴う工事は、現年分が6件、過年度分が5件。防衛施設周辺道路改修等事業費に伴う工事は、茂広毛平付・高岡線道路改良工事です。公園建設費工事請負費は、舞鶴公園照明施設改修工事等。住宅管理費工事請負費は、持田団地A棟エレベーター既存不適格解消工事、舞鶴団地B棟外壁改修工事等です。

その他負担金、委託料、手数料等の説明を受け、質疑に入り、委員から、国有林借上料については規定があるのかとの質疑に、西都児湯森林管理所が積算し、3年に一度契約の更新をしているとの答弁でした。

次に、委員から、盛土調査の委託料の調査場所はとの質疑に、町内21か所、結果、高鍋町はめいりん公園とわかば台の2か所の危険度が高いという結果であったとの答弁でした。

次に、農業委員会事務局です。

まず、事業の概要の説明を受け、歳入は、農林水産手数料、農林水産業費県補助金、農林水産業受託事業収入。歳出は、農業委員7名、最適化推進委員7名の報酬、職員の給与、負担金等です。

質疑に入り、委員から、女性農業委員が高鍋町は少ない気がするがとの質疑に、結果として令和4年度は1名だったが、令和5年7月に改選があり、現在2名に増えているとの答弁でした。

その他質疑に対し、農業委員の業務内容についてや耕作放棄地についての町の考え方などの説明を受けました。

次に、上下水道課です。

歳入は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金。歳出は合併処理浄化槽転換への補助金ほか都市下水路管理手数料、下水道事業特別会計繰出金等です。

質疑に入り、委員から、都市下水路管理の事業箇所について説明をとの質疑に、出水期前にパトロールを行い、土砂の堆積の著しいところのしゅんせつを行っているとの答弁でした。

次に、税務課です。

歳入。町税全体は法人町民税が減収、個人町民税、固定資産税及びたばこ税が前年度と比較して増収で、調定額は2.2%、収入済額は2.1%の増収となりました。また、収納率については、滞納繰越額を含めた町全体で97.04%と、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

項目別では、個人町民税は1.1%増で、給与所得による個人所得の増によるもの。法人町民税は15.2%の減で、9号法人の減少や令和3年度高額納税事業所の税額の減少が主な要因。固定資産税は3.7%増で、令和3年度に行われた新型コロナ対策による事業用家屋への特例措置が終了したことによる反動増収が主な要因です。

質疑に入り、委員から、税務手数料は昨年と比較すると変化はあるのかとの質疑に、全体で10万円ほど増えているとの答弁でした。

次に、総務課、選挙管理委員会です。

歳入が増額となった主な要因は、戸籍情報システムの整備支援等のために交付される補助金、参議院議員通常選挙及び宮崎県知事選挙の執行に伴う委託金などによるものです。

また、歳出については、主な事業は、行政手続オンライン化に伴うシステム環境構築委託、マイナポイント事業費、弁護委託料、西都児湯消費生活相談センター運営事業、交通安全施設設置事業として、防犯灯設置工事や区画線、カーブミラーの設置など。また、危機管理費として、避難所用パーティションマット購入、メール配信システム改修、防災行

政無線戸別受信機貸与事業などを行っており、それぞれの説明を受けました。

質疑に入り、委員から、西都児湯消費生活相談センターで相談を受けた案件で、その後弁護士につないだ件数はとの質疑に、センターから無料法律センターにつないだ件数は6件だが、ほか急を要するものや専門性のあるものは、法テラスなど専門の方につないだ。また、啓発については、お知らせしたかなべ等で随時行っているとのことでした。

次に、委員から、避難所用パーティションマットを360枚購入したようだが詳細をととの質疑に、町体育館、中央公民館、南薩食鳥に保管していて、個室になるよう組み立てると72区画になるとの答弁でした。

次に、健康保険課です。

成果報告書を中心に説明が行われ、歳出、物価高騰対策補助事業は、光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける町内介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定した介護サービス等の提供に寄与しました。

次に、年末年始元気券発行事業では、65歳以上の高齢者に5,000円分の商品券を配付し、高齢者の経済的負担の軽減を図り、町内経済の活性化に寄与しました。

次に、予防接種事業、乳幼児、小学生及び高校3年生に対する任意予防接種のインフルエンザワクチン接種は、コロナ禍でインフルエンザ蔓延防止のため、助成措置を行ったものです。

また、令和4年度から開始した出産子育て応援事業は、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円、出生届出後に子1人当たり5万円を支給し、経済的負担の軽減を図ったもので、対象者へはアンケートを実施し、回答内容によっては必要な支援を実施していると説明を受けました。

健康づくりセンター費、プール利用者数は新型コロナウイルス感染症対策及びレジオネラ対策のため、施設を閉館した期間があり、前年度比減少で延べ1万2,902人でした。

スマートウエルネスシティ推進費は、養成講座を開催し、62名の健幸アンバサダーを養成しました。

質疑に入り、委員から、令和4年度に養成した健幸アンバサダーは62名ということだが、目標人数はとの質疑に、アンバサダーを認定する協議会は、全国で200万人を目標としており、高鍋町では320名が目標となるが、令和5年現在は132名であるとの答弁でした。

次に、委員から、遊びの教室、ことばの教室はどのような成果を求めて行っているのかとの質疑に、どちらも乳幼児の成長や発達を促す事業であるが、保護者と共通の理解の場であったり、子どもの特性や必要な支援を提案し、理解していただくような場になっているとの答弁でした。

次に、福祉課です。

まず歳出。成年後見制度利用促進事業相談支援等の主な実績は、相談件数347件、実人数73名。新規事業として、重層的支援体制整備事業への移行準備事業委託は、これま

で支援の届かなかった制度のはざまを埋めていくための支援体制の整備、事業の連携、創出を図っていくもの。地域子どもの未来応援委託事業は困り感のある子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所づくりを行うもので、令和4年5月にまちなかコラボを開設しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策費は、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付など。基幹相談支援センター業務委託の令和4年度の相談件数は、延べ3,449名で、月平均287件となっております。

次に、扶助費は、令和3年度と比較して5.3%の増加で、主な要因は、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用増に伴うもの。保育所等整備事業補助金は、一真持田保育園の建て替え工事が、令和3年度中に完成しなかったため、全額、令和4年度に繰越したものです。子ども家庭支援センター運営事業委託は、開設から7年目を迎え、令和4年度の相談件数は延べ3,223名で、月平均268件となっており、子ども医療費助成事業は、助成件数が281件伸び、前年度より464万円の増額となりました。

次に、歳入。児童福祉費負担金保育料は、年間の利用児童数の増加などで増額。

質疑に入り、委員から、わかば保育園土地確定に要した調査費約100万円は高いのではないかとの質疑に、土地家屋調査士報酬は決められている。今回はわかば保育園の面積が広く作業量が増えたため、予算が高額になっているとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

歳出総額は4億2,400万円の減額で、主な要因は、令和3年度の総合体育館大規模改修工事、図書館老朽化対策改修工事が終了したことによるものです。コミュニティ助成事業補助金は、正ヶ井手地区及び道具小路東地区自治公民館に補助。中央公民館の運営に関する経費の増は、ITセンターの整備のためのパソコン導入、ITセンター準備試験運用フェーズ業務委託等です。

また、図書館では、蔵見学ツアーを実施、クリスマスコンサートでは読み聞かせ、ギターとバイオリンの演奏、イルミネーション点灯式などを実施。美術館、企画展示事業費は、特別展・児島虎次郎展並びに企画展・高鍋藩御用絵師安田李仲展などを開催。文化振興費の増の主な要因は、昨年度本町にて開催しました歴史シンポジウムに関する経費、岐阜県恵那市で開催されました嚶鳴フォーラムへの参加旅費等です。

また、総合運動公園費の増の主な要因は、高鍋総合運動公園野球場バックネット改修工事、高鍋総合運動公園野球場単独浄化槽撤去工事によるものです。

説明を終了し、質疑に入り、委員から、高鍋神楽の記録作成調査はどこまで進んでいるのかとの質疑に、令和4年度はコロナも少し落ち着き、調査員の方が現地に赴き記録を取っている。その調査を基に令和5年度末までに調査報告書をまとめて、関係市町村等に配付したいとの答弁でした。

また、高鍋神楽の調査を行ったことで国の指定に近づいているのかとの質疑には、国の指定を目指すに当たって報告書を出すことが必要条件でもあるので、そのための調査でも

あるとの答弁で、後継者については、今年度、西中学校にて講話を行い、新たな舞い手の確保につながればと思っているとの答弁でした。

次に、教育総務課ですが、学校の状況や各事業について詳しい参考資料の提出があり、説明を受けました。

歳入。国庫補助金は、防衛施設周辺対策事業費補助金や学校施設環境改善交付金など。県補助金は、スクールサポートスタッフ配置事業補助金等です。

歳出。教育振興費の増は、教育支援センターの運営時間の延長による報酬の増加や学習用タブレット1,670台分の保守手数料など。また、新規事業として、小中学校4校の教職員を対象にストレスチェックを行い、回答率は約80%、高ストレス判定者が9名確認されました。

次に、学校基本構想設計委託は、東小校舎改修に関する長寿命化改修基本設計策定を委託したもので、令和5年度に繰越しし、6月に完了。学校管理費東中学校分の増の要因は、電気代、修繕料、プール塗装改修工事等。西中学校分の増額の要因は、第3棟トイレ改修工事及び第1棟トイレ改修工事、電気代、修繕料、正門前高木伐採手数料等です。その他学校給食に関する調理場業務費の増は、修繕費、冷蔵庫などの備品購入、燃料代、新たな保守管理委託等です。

また、新型コロナウイルスなどの影響で食材が高騰する中、給食会へ食材購入費として補助金を交付することで、保護者の負担を増やすことなく学校給食を円滑に実施することができたと説明を受け、質疑に入り、委員から、タブレットについて故障紛失など、これから固定費がかかると思うが、今後の見通しをとの質疑に、毎年備品として4台ずつ購入しているが、国も更新を考えていることから、今後の更新は国の補助金を活用して行うとの答弁でした。

次に、委員から、ことばの指導教室の成果はとの質疑に、小学校就学前児童153名中21名が指導対象で、9月から行い、指導が終了した児童が14名、7名が小学校でも継続指導を行っているとのことでした。

次に、会計課です。

歳入。総務管理費委託金は県証紙買上額の3.3%に当たる額を手数料収入として受け入れるもの。

歳出の増額の主な要因は、指定金融機関事務取扱手数料の増額、その他手数料等の説明を受け、質疑に入り、委員から、町預金利子の歳入について、どの金融機関に預けたのかとの質疑に、高鍋信用金庫に預けたとの答弁で、ほかに利率が高い機関との比較はしなかったのかとの質疑には、今回は3か月分ということで利率の差はないと判断したとのことでした。

次に、議会事務局です。

歳出。報酬、給料、職員手当等。共済費は、議員、会計年度職員、職員2名の人件費等。旅費は、議員の費用弁償及び職員の旅費。印刷製本費は、主に議会だよりに係る経費です。

質疑に入り、委員から、交際費予算の執行状況はどの質疑に、予算額38万円に対し12万円程度の支出であったとの答弁でした。

最後に、監査委員です。

歳出。監査委員費は、監査委員2名、事務局職員の報酬、給与等。

説明を終了し、質疑を求めたところ、代表監査委員の報酬について、業務量を考えるともう少し報酬を引き上げるべきではないかとの意見がありました。

以上、質疑を終了し、討論を求めたところ、反対討論、賛成討論それぞれ行われ、認定第1号については賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、報告を終了いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、松岡議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。認定第1号高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入の、財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の中の11万7,062円は、商工会議所が町有地に商工会館を建設した借地料の年間金額です。本来なら高鍋町の駐車場は行政財産であり、貸し付けることができません。それを普通財産に用途変更して固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、商工会議所への利益供与、便宜供与になると思います。認められません。

続いて総務費、財産管理費、借上料、商工会館借上料の892万7,160円は、教育委員会が商工会館に入居する家賃月額74万円の12か月分の費用です。町有地は固定資産税相当額の年間11万7,062円の格安で貸し出し、家賃は毎月74万円という破格の金額で30年間、合計2億6,700万円を払う契約については、高鍋町が商工会議所に商工会館を建ててやるようなものです。このことは、30年間、町民の負担となります。債務負担行為を可決した議会の責任もありますが、議員をだますような紛らわしい説明をした町長側の責任が大きいと考えます。今後の課題は、教育委員会の家賃を半額にするよう交渉することだと思います。

次に、総務費、財産管理費、委託料、商工会館警備委託39万6,000円は、商工会館に入居する教育委員会の警備費1年分です。商工会館の安全性は商工会議所が保障すべきです。高鍋町にとって警備費用は不必要な支出と考えます。

次に、商工費、商工業振興費、企業立地奨励条例の優遇制度、雇用促進奨励金660万円は、企業2社に払われた雇用助成金です。働く場所、雇用の創出という理由で今まで多くの税金がつき込まれてきました。しかし現実には、宮崎県内の6割の事業所が人手不足であり、生産工場においてはほとんどの会社が求人に困っております。実際に今回、助成金が払われた南薩食鳥の雇用状況は、10人採用のうち9人がベトナム国籍ということです。

1人30万円で合計270万円も払われたこととなります。何年か後にベトナムに帰国する人たちを理由に税金を出すことが高鍋町民の税金の正しい使い方とは思えません。高鍋在住ということで助成金支給の対象となっているのですが、とても賛成できません。町長のこだわる企業誘致で町が潤うとは、遠い過去の話です。今の企業立地奨励条例は、高鍋町を財源不足、財政を圧迫させるだけの愚策と考えます。今こそ企業立地奨励条例の優遇制度を見直すべきです。

続いて、商工費、高鍋町観光協会補助金840万円は、事業の費用対効果が証明できないと考えます。私は平成22年に観光協会の事務局長を経験し、当時の予算は4月から9月の6か月間で主要な事業を終わらせ、約300万円余りと記憶しております。今の事業内容は、花守山の草刈りが増えたぐらいで、当時とほとんど変わっていない気がします。観光客の増加も確認できていません。予算だけが膨れ上がっていくのでは、今後税金の垂れ流し場所になるおそれがあります。それに蚊口浜の旧磯亭を高鍋町に無断で販売しようとした件では、観光協会の体質が利益優先に見えることが問題であるように感じます。注意喚起のため、決算結果は反対といたします。

そして、教育費、教育振興費、委託料、キャリア教育支援センター設置運營業務委託450万円は、生徒や学生が高鍋町内の職場体験を通し仕事へのスキルを磨くとすれば、教育総務課の事業ではなく、地域政策課が担当すべきと考えます。なぜなら子どもたちの最終的な成果は、高鍋町で働きたい、ふるさと高鍋に貢献したいという気持ちを醸成するところにあると思うからです。高鍋で職に就いたり、家業を継承する後継者の育成や、事業を始める起業を目指す子どもたちの人数など、教育総務課の分野では卒業の段階で成果が追跡できません。子どもたちの本来の成果が証明できなければ、キャリア教育支援センターの事業を消化するためだけの目的に見えてなりません。商工会議所に事業を委託させるために教育予算を利用しているような気がします。そのため、子どもたちの成果が証明できるよう是正を求めます。

最後に、総務費、一般管理費、委託料、弁護士委託料が3件出されています。決算額で407万7,327円です。これは黒木町長が高鍋町民から訴えられた裁判費用です。いずれも裁判所が棄却し控訴されませんでした。高鍋町長が裁判所に何度も訴えられること自体、前代未聞の出来事です。恥ずべき事態と考えます。黒木町長に深く反省を求めたいと思います。

以上のことから、黒木町長にこれらの事業の是正を求め、認定第1号高鍋町一般会計歳入歳出決算については反対といたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を求めます。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

討論内容に入る前に、まず、執行部の皆さんには、説明資料をはじめ様々な資料を準備

していただき、誠に感謝に堪えません。令和4年度は第6次高鍋町総合計画後期基本計画高鍋みらい戦略をもって運営されたようですが、全て網羅できたわけではないようです。詳細報告は特別委員会の長から詳しくありましたので、それで割愛させていただきたいと思えます。

この認定の中には賛成できるものばかりではありません。松岡議員が反対討論で述べたように、私もそのような同じ考えを持っているのは事実でございます。令和4年度の予算に関しては、町長が無理に推し進めた自治体新電力に関しては、議会での修正案を可決し、その事業については議会の判断が正しかったことは、ロシアのウクライナ侵攻後、ガソリンをはじめ、石油だけでなく様々な物価が押し上げられ、その率は約3割強の値上げとなっており、国民の消費意欲はますますなくなってきております。食料の自給率は40%を切り、島国の日本としては今こそ食料の自給率を引き上げる大きな転換点に来ていると考えております。そのことで農業政策課をはじめ、様々な課が一致団結して食料の自給率、引き上げようと頑張っている姿勢には、私は感謝をしていかなければならないと思っております。コロナ対策で一律10万円支給から始まった支援は、今やひとり親家庭をはじめ、お年寄りへの給付金事業と現金を配る方向へと移っております。そんな中でも、公務員は与えられた仕事だけでなく、いろんな職種の意見をまとめ、国への要望などをしていかなければなりません、密を避けようとするとうとうとも人数が少なくなり、人間関係の希薄さが蔓延している状況です。人との絆を今こそ取り戻すべく、私たちは頑張るしかありません。少ない予算を駆使して、町民のためにと考えた中での1年間は大変だったと思います。決算は使ったものを審査するのだからではなく、しっかりと次へのステップのための審査を私は頑張ってきたつもりです。

町長へ苦言を呈します。確かに町長は多くの本を読み、学識者としての一面はあると存じますが、高鍋町のトップとして、住民の幸せを心から願う予算配分が少ないような気がします。企業立地補助でもそうです。道路整備でも、四季亭からローソンまでの間、町なか草だらけなのにそのための費用が準備できないなど、住民からは町長はどこを向いているのかとの意見が数多く寄せられております。企業への配分をいまま少し変更して、その予算を回していただきたかったと思います。

一方、デマンド交通に関しては、住民から喜びの声が数多く出ております。いい計画だ、これで免許証を返納できる。できれば県内のバスなども網羅して、いつでも、どこでも、どこにでも行けるような政策を県へ提言してほしい。年を取った者が悪いような世の中でも、若いときはしっかりと社会貢献してきたつもりだと胸を張って言える社会にしてほしいとの声が多くあります。私の住んでいる正ヶ井手地区には出産祝金制度があり、地区に入ろうかと迷っていた方が、入ったら祝金ももらったといろんな行事に積極的に参加していただいております。自治体も同じだと思います。住民から喜ばれるまちづくりを推進してこそ、この予算に対するためには、決算もおろそかにはできないと思えます。全国の自治体財政は厳しいものがありましたが、財政運営に苦慮された職員の皆さんに感謝し

て、賛成の討論としたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2. 議案第46号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第10、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上9件を議題といたします。

本9件は一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。それでは引き続き、審査の経過及び審査の報告について、議案順に行います。

まず、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

当年度未処分利益剰余金3,378万930円のうち3,595万835円を資本金に組み入れ、118万5,095円を建設改良積立金に積み立てるものと上下水道課より説明が行われました。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第46号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、健康

保険課です。

まず、決算の概要について説明を受け、歳入は前年度比1.6%の増、歳出は0.8%の増となっております。

歳入。国民健康保険税は前年度比2.8%の減、国民健康保険事業費納付金は6%の増。特定健診の受診者数は昨年度比、集団健診62名の増、個別健診55名の減となっております。

また、令和4年度の基金残高は5億2,221万6,000円です。令和4年度末被保険者数は4,495人、前年度比256人の減。

医療費の状況は、保険者が負担した医療費総額が前年度比0.9%の減となっておりますが、1人当たりの医療費は昨年度より3%の増となっております。

質疑に入り、委員から、若年健診について内容を詳しく、また、がん検診についてはどうしているのかとの質疑に、19歳から39歳を対象に行っており、健診内容は特定健診と同じ内容で、がん検診については、国が示している指針に基づいて実施している。若年健診については、健診を受けるという習慣づけのためにも行っているとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第2号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

まず、決算の概要の説明を受け、歳入歳出とも前年度比0.4%の増となりました。

また、被保険者数は令和4年度末で3,493人、前年度比182名の増です。

健康診査の状況は、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、実施時期の変更、集団健診日数を増やしたほか、受診機会の充実を図るため医療機関での個別健診情報提供事業を実施し、年々受診者は増加しているとの説明でした。

質疑に入り、委員から、健康診査の受診率が上がったとの説明だが、何か行ったことはあるのかとの質疑に、特定健診を受診している方が後期高齢者に移行してそのまま受診していただいていることが要因であるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第3号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、上下水道課です。

歳入の主なものは、一般会計繰入金、下水道使用料及び手数料、町債、下水道受益者負担金です。

歳出は、運転管理、汚泥処分運搬など各委託料、工事請負費、地方債償還金等です。

また、令和5年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し企業会計へ移行するため、官庁会計方式での決算は最後となりました。

質疑に入り、委員から、汚水ますの設置数は年々減っているとのことだが計画区画はあとのどのくらい残っているのかとの質疑に、現在97.1%整備済みで、残り2.9%が未整

備の状況であるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第4号については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、健康保険課です。

歳入は、新富町、木城町からの審査負担金。

歳出は、審査会の運営に関する一般事務費のみで、報酬は審査会委員の報酬と会計年度任用職員1名の報酬です。

また、要介護認定者数の推移は、令和4年度3月で973人、認定率は14.26%となっております。

質疑に入り、委員から、要介護度の認定方法について、コロナ禍で当事者に会えないこともある中、どのように審査しているのかとの質疑に、できるだけ調査するようにしているが、状況によってはリモートでの実施もある。また、状態が安定していれば1年間更新するという国の指針に基づいても対応しているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第5号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてです。

まず、決算の概要の説明を受け、歳入決算額は前年度比0.2%の増、歳出決算額は0.7%の増となりました。

歳出。介護予防普及啓発事業費は、楽々体操、なじみの会、ノルディックウォーキング、元気アップ教室に要する費用。地域介護予防活動支援事業費は、いきいき百歳体操に要する費用です。

また、被保険者、要介護要支援認定者数の令和4年度末の状況は、第1号被保険者数は前年度比7人の増、要介護認定者数は15人の増、要支援認定者数は16人の増。認定率は0.45%の増で14.26%となり、この認定率は全国平均19%、県平均16.1%を下回っておりますが、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、認定者数、認定率ともに今後増加することが見込まれるとの説明でした。

質疑に入り、委員から、高齢者おたすけボランティアの周知活動はどうしているのかとの質疑に、高齢者の困り事があると地域包括支援センターに相談があるので、内容を聞いて必要があればボランティアを紹介している。まずは地域包括支援センター職員や担当のケアマネジャーなどの情報から、活用の検討を行っているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第6号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、農業政策課です。

歳入の雑用水使用料は徴収率100%です。

また、歳出、施設管理費は、雑用水事業における施設等の管理費用で、負担金の増額は漏水事故対応のためのポンプ稼働の電気料です。

質疑に入り、委員から、もう徴収漏れはないのかとの質疑に、再度遡り一件ずつ徴収漏れがないかチェックを行い、木城町、新富町にも再度確認をしているとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第7号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、総務課です。

歳入は、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金。

歳出は、3名の審査委員への報酬、研修旅費等で、令和4年度の不服申立て件数はゼロ件でした。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、認定第8号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算について、上下水道課です。

まず、資料を基に、収益的収支、資本的収支、損益計算書、貸借対照表の説明を受け、令和4年度の給水件数は前年度比で0.1%減、有収水量は前年度比2.7%減、また収益的収支の黒字額が前年度に対して減少した理由は、給水収益の減少、修繕費の増加が主な原因です。

令和4年度決算は、収益的収支は118万5,095円の黒字、資本的収支は2億4,335万9,974円の赤字ですが、資本的収支に対して不足する額については、損益勘定留保資金等の内部留保金で補填するとのことでした。

質疑に入り、委員から、有収水量が減っているが原因はとの質疑に、大口給水事業所である工場や学校の使用が減ったためであるとの答弁でした。

その他、老瀬浄水場の改修事業についての考え方や収益的収支の今後の動向についてなど詳しい説明を受け、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第9号については賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、議案第46号、認定第2号から9号までの審査の報告を終了いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討

論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第2号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第2号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

コロナの中でも特定健診については、密を避けての健診できる工夫をしながら運営されました。しかし反面、医療費の高騰は高度医療などにより高く推移していることには残念な気がしています。国保税の徴収に関しても、税務課の絶え間ない努力によって98%台を維持しています。併せて、短期保険証者からの相談などについては、納められないときには税務課に相談し、生活保護受給などを進めてきたことは承知しております。日頃の健康保険課、税務課の絶え間ない努力に感謝すると同時に、住民の皆さんが相互扶助であるけれど、保険税に関しては納められないときには窓口は心広くしていますので、どうぞ相談していただきたいと願ってやまないです。

また、早期発見することで、体だけでなく医療費の高騰を防ぐことにもなります。ぜひ特定健診においていただけるよう希望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号令和4年度高鍋町国

民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第3号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

健康診査が、国民健康保険の特定健診を引継ぎ、引き続き高くなっていることに担当課職員の力にまず感謝を申し上げたいと思います。同時に、年を取ることによる様々な疾患、例えば難聴、足腰の弱りなど高齢者は仕方がないと思いますが、認知症にはなりたくないという方からいろんなことをお伺いしています。高額なサプリメントを買っておられる方も多くとお聞きしております。御近所のお付き合いをはじめ、医療費を引き下げることが数多くあると存じますが、そのことを高齢者にはしっかりと伝えながら医療費の高騰を抑える仕組みづくりをこれからも頑張っていたきたいと希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第3号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第4号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

下水道事業は当初、町内を網羅した計画でございました。しかし投資費用の大きさと工事の在り方や処理施設の運営に関して、途中で一部を合併浄化槽へと変更した経緯がございます。つなぎ込み、いわゆる水洗化率の問題点もありますが、新しい家では下水道が当たり前の状況です。川を挟んでの高鍋町地域では、当初は農村集落排水事業などが計画さ

れていましたが、これも合併浄化槽設置へと変更され、くみ取り式のトイレは大変少なくなっ
てまいりました。日本の一級河川に囲まれた高鍋は、どうしても家庭雑排水を河川へ
直接流入させないことが先決でした。今では処理水が流れ、河川の汚濁もなくなっている
と聞き及んでおります。できれば水洗化率が100%になるよう期待して、賛成の討論と
いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とす
るものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和4年度高鍋町下
水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定
いたしました。

次に、認定第5号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論
を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とす
るものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和4年度高鍋町介
護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに
決定いたしました。

次に、認定第6号令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行
います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第6号令和4年度高鍋町介護保険特別会計
歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険が開始されて22年、この間、法も変化し、使いにくい状況があるのも事実で
す。当初は居宅での介護保険という仕組みで、施設介護については、業者が参入するまで

特別養護老人ホームへの入所が主体でした。今のようにたくさんの介護施設がある状況ではありませんでした。老老介護をはじめ、居宅での介護が難しい状況となった今では、認定を受け、要介護度3以上になると入所が可能です。介護保険の一番の目的は何だったのでしょうか。いま一度振り返ることも大切かもしれません。人間は生まれたときから死出の旅路を続けていかなければなりません。できれば元気で長生きをしたいと願うお年寄りがほとんどです。介護保険の役割はそのようなお年寄りに寄り添い、安心して最期を迎えることができる、その手助けをしていくことが必要だと考えます。地域でもいきいき百歳体操などお互いに助け合いながら励まし合って頑張っている人たちを応援できる体制を取ってほしいと願うばかりです。居宅介護も多いと聞いております。大変な状況下にありながらも、できれば居宅介護者へ介護手当や紙おむつを度数で判定するのではなく、できれば家族へありがたい感謝の気持ちを示せる改正をしてほしいと考えて、賛成の討論いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

水道料金を引き上げず何とか安心して飲める水の提供をいただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。高鍋は、児湯5町の中で住宅が密集し、工事はやりにくいかもしれませんが、延長管布設には少し利点があります。住民が困っていることの一つに、家の築年数が長くなることにより水道管の劣化が生じるのが家庭内での漏水が出てまいります。その管管理については、宮崎の業者の方などをお願いしていかなければなりません。できれば町内業者でできるようになれば本当にありがたいと考えております。20年ぐらい前までは水道業者の方でも漏水箇所を発見、上手で修理していただいた家庭も少なくありません。安心して水道が利用できる環境づくりにあることを確認して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 議案第50号

日程第15. 議案第51号

○議長（永友 良和） 日程第11、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてから日程第15、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）まで、以上5件を議題といたします。

本5件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。それでは、総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和5年第3回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第48号財産の無償譲渡について、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中、関係部分についての5件でございます。

審査日程は、9月の22日から25日までの休日を除く2日間、委員7名全員出席、説明のための担当課の職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

執行部から、議案予算書、説明資料等を基に詳細な説明を受け、委員から多くの質疑がありました。その全ての内容報告とはなりません、審査の経過と結果について報告させていただきます。

議案順、担当課ごとに説明させていただきます。

まず、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、健康保険課から説明を受けました。

令和6年4月1日に、高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の建物4棟を特定非営利活動法人ふあむ・ふぁーむ様へ無償譲渡するため、同日付で高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものとの説明がありました。

質疑に入り、これを廃止するということはこれまで町がやっていた事業を引き継ぐということかとの質疑に、これまで町が何らかの事業をやっていたということではないので、事業の継続というものではありませんとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第48号財産の無償譲渡についても、健康保険課から説明を受けました。

譲渡の期日は、令和6年4月1日で、施設が児童発達支援事業を基本に障害児施策の充実及び福祉の向上のための事業に使用されることを譲渡の条件としていること、今回譲渡する高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設は、県が昭和47年に建築した旧特別養護老人ホームを平成23年度に町が購入し、主に建物内部の整備を行い、平成25年7月から利用を開始しているもので、令和2年度から指定管理により運営していたが、施設全体の老朽化が進み、今後も多額の更新費用が必要となることから、個別施設計画においても令和12年度までに廃止の方針となっていると説明。

無償譲渡とした理由として、施設は国の補助を活用して整備しており、財産処分年限に達していないことから、有償で譲渡する場合には補助金の返還を求められることになり、加えて、今後も施設を継続して使用するためには多額の改修費用が必要となる現状で譲渡すること、譲渡後も避難所として使用させていただくこと、現在利用しておられる視覚障害の方の利用継続への協力を依頼することなどを総合的に考慮し、無償での譲渡としたとのことでした。

譲渡の相手先について、6月19日から7月21日までの期間公募を行い、応募は1者のみで、8月10日の譲渡先候補者選定委員会を経て決定したとの説明がありました。

質疑に入り、相手先のふぁむ・ふぁーむさんは希望すれば障害を持った方の対応してもらえるのかとの質疑に、ここでやっておられるのは未就学児対応であって、その方の年齢によりますとの答弁がございました。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第48号財産の無償譲渡について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、総務課から説明がありました。

本町でも国に準じて感染症防疫作業等に従事した職員に対する手当を特例として支給している。国において、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことを受け、人事院規則が改正され、その特殊勤務手当が廃止された。これを踏まえ、本町も同様の措置を取るため、この条例を改正するものと説明を受けました。

質疑に入り、今後再びコロナウイルスが蔓延し、職員が感染防疫作業等に従事した場合、この特殊勤務手当が支給されることにならないのかとの質疑に、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類相当のままであれば支給はないと考えられるとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に

伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、福祉課から説明がありました。

政府は、子ども政策を一元的に推進するため、複数の府省等に分散して存在している子ども政策に関する司令塔機能を一本化することを目的として、こども家庭庁を新設し、内閣総理大臣を長とする内閣府の外局として設置された。そのために、制定されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法に多くの法律の改正がなされており、それに伴って本町における例規の3本にも今回一部改正が必要となったものとの説明でした。

質疑に入り、3本目の高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第6章雑則の電磁的記録の追加の意味はとの質疑に、これまでもOA機器導入で電磁媒体による記録は既になされているが、町の条例のほうの地域型保育事業、いわゆる小規模児童保育園、高鍋町内ではヒマワリ保育園になるが、そちらについて条例の中で基準条例に盛り込まれているものがなかったもので、今回の改正に合わせて追加するもの。今までの事務に変更あるものではないとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中、関係部分についてですが、多岐にわたりますので特筆すべきもの、主なもののみの報告とさせていただきますことを御容赦ください。

まず、地域政策課です。

初めに歳出から。文書広報費の需用費として、5月に連携協定を結びました一般社団法人サーキュラーコットンファクトリーが、回収衣類などから製造した再生紙を広報たかなべ用紙として使用するための購入費として、40万5,000円の増額が計上してあります。再生紙は11月発行分に使用することのこと。

次に、企画費の需用費で、消耗品費9万3,000円の増額ですが、10月27日から3日間、シーガイアを会場に国内外の宮崎県人会の会員が集まる宮崎県人会世界大会が開催される。国内外の県人会から約300名ほどの参加者が見込まれ、各市町村より物販やプレゼントを準備することになっており、軽くて日もちのするものとしてゴボチを考えている。世界大会での配付のほか、移住相談会での来場者プレゼントとしても利用を考えており、合計330個の準備をする予定とのことでした。

また、地域活性化デジタルプロジェクト推進事業業務委託料500万円の増額だが、株式会社サードウェブ様により企業版ふるさと納税で500万円の寄附を受け入れ、寄附者の意向であるeスポーツの普及に向けた事業を実施するため、同額を委託料で計上している。事業実施予定場所は、株式会社フューチャー・ジャンクションが所有しているコワーキングサロンVIVA CAGUCCIで、同社に本年8月から地域おこし協力隊業務を委託し、サロンに常駐している社員を隊員として委嘱したとのこと。この施設を利用

して、交流人口、関係人口の増加、eスポーツの普及を目的とし、今回の事業を進めていくとのことでした。

歳入では、総務費、県補助金でオンデマンド交通システム等導入支援補助金100万3,000円の増額が計上されており、また総務寄附金に、先ほどの株式会社サードウェーブ様からの企業版ふるさと納税に係る寄附金が計上されています。

質疑に入り、サーキュラーコットンファクトリーの再生紙を広報紙に11月から使うようだが、その用紙はこれまでより安くなるのかとの質疑に、11月からではなく、11月分のみ活用するもので、用紙価格はこれまでより高くなるとの答弁でした。

次に、健康保険課です。

歳出の老人福祉費、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための交付金で、町内の認知症高齢者グループホームが非常用自家発電設備を整備する計画で、本交付金を活用するものとの説明でございました。

次に、スマートウエルネスシティ推進費、運動・スポーツ習慣化促進事業費は、多くの住民が運動スポーツに興味関心を持ち、習慣的に実施することにより、健康増進を図ることを目的にして行う事業とのことでした。

その内容は、東・西小学校の一つの学年の児童を対象に、キッズ健幸アンバサダー養成講座を行い、講座を受講した児童が身近な家族や地域の高齢者等に講座内容を話をしたり、一緒に運動したりする働きかけにより、児童本人だけでなく、働きかけられた家族等も運動スポーツに関心を持ち、習慣化していただけることを目的として目指すもの、健康無関心層と言われる方へのアプローチを子どもたちから行うものとの説明がありました。

質疑に入り、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金について、グループホームと言われたがどの施設なのか。また、ほかの施設は非常用の自家発電装置を持っているのかとの質疑に、対象施設は、グループホーム遊友さん。ほかの施設がその自家発電装置を備えているかは不明だが、本事業の募集をした際、手を挙げられたのがここだけだったということでした。

運動・スポーツ習慣化促進事業の講師であるオリンピック・パラリンピックメダリストは決定しているのかに対し、予定をしている方はおられるが予算が定まっていないので、まだ決定はしておりませんとのこと。

また、この事業の国の補助は単年か、複数年か。単年だとすれば事業の継続を求められてもなかなか予算上難しいと思うがとの質疑に、単年度の補助で、今年度事業を実施して、その効果等をしっかり判定しながら継続するかも含めて検討してまいりたいとの答弁でした。

次に、福祉課です。

まず、歳出で、障害福祉費の報償費、点字週報作成謝礼10万円は、当初予算で毎年12万円を計上しており、お知らせかなべの点訳謝礼として、月1万円掛ける12か月分を点訳サークル「おすず」に支払っている。広報たかなべ年6回と議会だより年4回に

ついて、これまでボランティアで点訳を行ってもらっていましたが、役場内で協議をした結果、この分についても謝礼を出すことの決定を行い、1回1万円掛ける10回分の10万円を増額することとして、今回予算計上するものとのことでした。

次に、デイサービスセンター費の工事請負費、老人デイサービスセンター用途変更改修工事150万円は、現在、用途変更のための改修工事の施工中だが、漏水が見つかり給水管を全て更新する必要があることによるもの。既存給水管はもともと用途がデイサービスセンターであったため、管径が40ミリの太い管になっていたが、今回25ミリに更新し、天井配管により施工する予定とのことでした。

子ども・子育て事業費のおむつの負担軽減モデル事業補助金433万円は、県が行う新規事業で、保護者の経済的負担及び保育士の業務負担の軽減を図るため、おむつサブスクリプションを事業に取り組む施設に対し、おむつの利用料及びおむつの処分費用を助成する事業とのことです。まず、手ぶらで登園おむつサブスク事業は411万6,000円ですが、おむつメーカーとの直接契約によっておむつはメーカーから保育施設に直送され、料金は月額定額制で使い放題となるもの。もう1点のおむつ処分費負担軽減事業21万4,000円は、文字どおり、おむつの処分費用に対する補助事業で、負担割合は県3分の1、町3分の1、保育施設3分の1で、おむつの処分費用の月額を1人当たり約180円で計算しているとのことでした。

次に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費380万8,000円です。この事業は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、令和4年度住民税非課税の子育て世帯を対象に令和5年5月から児童1人当たり5万円の支給を行ってきたが、新たに令和5年度の住民税が非課税となった子育て世帯に対しても、児童1人当たり5万円の給付金を支給することになったため必要となる経費の増額とのことでした。

また、新型コロナウイルス感染症対策費3,591万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の生活を支援するため、ゼロ歳から18歳までの全ての子どもを養育する家庭に対し、子ども1人当たり1万円の現金給付を行うため必要となる経費を計上するものと説明がありました。

歳入ですが、特に雑入の返還金470万円は、令和3年度実施の会計検査により指摘を受けた案件で、放課後児童クラブ委託料に係るもの、検査対象は平成30年度及び令和元年度の放課後児童健全育成事業だったが、指摘事項を踏まえて令和2年度分まで3か年分を精査し、今回各児童クラブへ支払った委託料の超過支払分について返還を求めるため歳入予算を計上したとのことでした。

説明を終わり、質疑に入り、歳入の返還金、各児童クラブにはこれを返還する余裕はあるのかとの質疑に、各クラブさんには前年度に事前に説明をし、返還いただける返答ももらっているクラブさんもあるが、今年度中には難しいというところもあるので、今後クラブさんの経営状況を見ながら、分納とかの相談に応じていきたいと考えているとの答弁で

ございました。

新型コロナウイルス感染症対策費の子育て応援給付金システム改修委託はこういった改修が必要となるのかとの質疑に、これまでの低所得子育て世帯と違って、所得に関係なく18歳までの全ての子どもを養育する世帯を対象とするので、抽出の条件が異なること、また、令和3年度にあった子育て給付金をベースにしているが、今年度時点の住基データの取り込みが必要であり、そこから支出データの作成等の処理も必要となるので、別物として改修させてもらうという答弁でした。

次に、町民生活課です。

戸籍住民基本台帳費の委託料、システム改修委託は、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバーCSを介したデータ連携の安定的な稼働を確保するために、サーバーのメモリを増設するもの、また、じんかい処理費の需用費、修繕料は11月予定のパッカー車の車検に伴う予算に不足が見込まれるため、6万8,000円を増額補正するものと説明がありました。

質疑に入り、相続等で必要な本籍地以外の戸籍参照について、改正されて以降もやっぱり数日かかるものもあるのかの質疑に、新しいシステムでは、広域の戸籍の副本データが参照できるようになるので原則役場で発行するものは即日可能となるが、戸籍上に変更が必要となる場合はタイムラグが生じる可能性もあるとの答弁でした。

次に、財政経営課です。

歳入では、財政調整基金繰入金の減額、ふるさとづくり基金の繰入金、令和4年度決算が確定したことによる繰越金の増額との説明がありました。

歳出では、財産管理費、公用車管理費の備品購入費について、公用車の老朽化に伴う故障が多発しているため入替えを進めるため購入するもの。ちなみに軽自動車は平成14年式のバンタイプの普通車を軽自動車に、普通自動車は平成22年式のプリウスを小型乗用車に入れ替えるものとの説明を受けました。

質疑に入り、基金管理費の基金積立金が計上されているが、基金に余裕ができるものと考えていいのかとの質疑に、確かに残高は増えるが今後を考えると必ずしも楽観できるものとは言えませんとの答弁でした。

次に、総務課です。

歳入から。一般寄附金としての計上は、本町の先賢の一人である三好退蔵氏の御子孫に当たる三好世紀様から10万円の御寄附を頂いたが、特に用途の指定がなかったことから一般寄附金として受け入れるもの。

消防団員の福祉の増進を図るため、市町村等が公務災害防止のために行う安全装備品整備事業等に対して助成される消防団員等公務災害補償等共済基金補助金30万2,000円を計上したとのことでした。

歳出につきましては、一般管理費でサーキュラーコットンペーパーを使用した町長名刺の印刷に要する予算の計上。繊維廃棄物を利用した紙を使用した町長名刺500枚を作成

することで繊維廃棄物由来の再生紙の利用促進を図るとともに、名刺交換の相手方等に本町のゼロカーボンシティの取組を広く周知する効果が期待できるものと考えているとの説明。名刺のサンプルを触らせてもらったんですが、少し厚みがある程度で一般の名刺用紙と比較して遜色はなく立派だなと感じた次第でございました。

交通安全対策費として、現在、建設管理課において神祭野坂を含む茂広毛平付・高岡線の道路改良事業を進めているが、本路線は通学路ともなっていることから、雲雀山地区から一部、供用開始に合わせて防犯灯を設置してほしい旨の要望書が提出されました。建設管理課と協議の結果、防犯灯を設置する支柱は道路改良に合わせて建設管理課が設置し、防犯灯は総務課で設置することで地区からの要望に応えたいとして防犯灯設置11か所分の設置手数料を計上したとのことでした。

消防施設費としては、消防団第1部機庫の防水修繕料、老瀬地区機庫の解体に合わせてのアスベスト調査手数料、消防ホース等の機械器具等購入費などを計上。

防災対策費として、職員用災害時作業服の上着を175名分購入するための消耗品費などを計上。

また、今回の補正全般、一般管理費それ以外の予算費目においても、人事異動等に伴う人件費の必要な調整のための補正が計上されているとの説明もありました。

質疑に入り、災害対策費の防災作業衣服購入、これは何らかの補助があるのかとの質疑に、補助はない。この作業服購入、一般職員の作業服貸与は5年ごとに更新となっているが、今回6年ぶりで機能性のあるものを選択して対応したいと考えているとの答弁。

サーキュラーコットンペーパーに絡んで、町として繊維廃棄物の回収をしているのかとの問いに、所管は町民生活課だが、町民の皆様は衣料廃棄物の収集の呼びかけはまだしていないと思う。衣類なら何でもよいというものでもない聞いていたのでとのことでした。

また、このサーキュラーコットンペーパーを使った名刺の印刷製本費は紙代も含んだ費用なのかとの問いに、用紙代、印刷費含んだ費用で、民間の印刷会社さんにこの用紙での名刺印刷をと発注してもらえば作成してもらえるもの、ただ500枚からになるのではとの回答でした。

1部機庫の修繕だが、ほかの部の機庫はどうかとの質疑に、ほかの部の機庫も建設後相当年数が経過しており、大規模な改修の予定はなかなかできないので今後もほかの部の機庫でもこのような修繕が増えてくると思われるとのことでした。

次に、議会事務局です。

ペーパーレス会議の導入について、当初1月からの予定だったが、半導体の入荷状況等が回復し、タブレットの納入が早まった。事前準備を開始するため、Wi-Fi通信料や会議システム使用料、ライセンス使用料を3か月分追加補正したとの説明がありました。

質疑に入り、タブレット現物はいつ配付となるのかとの質疑に、10月には納入となるが、そこから事務局にてシステムセッティングや取扱い講習等の事前準備を済ませ、その後、皆様にお渡し、操作説明等をさせてもらうことになる。12月議会は紙媒体とタブレ

ット併用での利用ができることになるとのことでした。

これで質疑を全て終了し、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中の総務厚生常任委員会関係部分について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 質疑は事前に渡してありますので、お答え願いたいと思います。

オンデマンド交通システム県補助金に関して、これ地域交通関係等の予算についてはどうなっているのかをお伺いします。

企業版ふるさと納税に関して、何らか、歳入歳出を見て町民のための予算ではないような気がします。それはどのような議論が出てきたのでしょうか。先ほども報告はあったんですけども、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

健康づくりセンターのコピーがカラー機能ができるのは大変いいことだと考えますが、どのような活用を考えているのか質疑はされましたか。

福祉課については、県補助金での子育て世帯訪問活動の支援というのはどのような支援をやっていくのか。そしてまた、それでどういった成果が見られるというふうに考えていらっしゃるのかお伺いします。

結婚生活支援事業についての年齢で切っている理由は、県の補助要綱にあるのかどうかをお伺いします。

県の事業でおむつの負担軽減は確かに手ぶら登園ということで説明がありました。理解できるんですけども、おむつ処分に関しては、家庭で出せば一般ごみで出せるんですけども、保育園で出せば産業廃棄物だと考えますが、このように手取り足取りするような政策では、自宅のごみに関してもごみの出し方にも変化が出てくるのではないかなという気がするんですが、それについてはどのような議論がなされたのでしょうか。

また、子育て世帯への応援給付金については、これは一考するほうがよいのではと考えますが、いかがでしょうか。その理由は、親が子育てが面倒くさいからお小遣いをあげるから外で遊んでおいでというようなものではないかと考えるからです。お金では解決できない親子の絆を構築できる、何かよい方法での在り方の検討はなされたのかどうかお伺いしたいと思います。

先ほど説明もありました。サーキュラーコットンペーパーなどへの変更ということ、これはゼロカーボンシティということでその一環として1回だけ、11月分のみの高鍋町のお便りとか、いろんな説明があったんですけども、結局それが1回だけで本当にできるのかどうかというところをどのように委員会では審査をされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番です。8件ほど今の質疑があったと思います。

まず、オンデマンド交通システムの補助金に関してということですが、地域交通関係等の予算についてということですけども、今回の補正につきましては、実証実験に関する補正、補助なんですよね。当初予算計上した額より今回県からの内示が多かったので増額補正を計上したものだということであって、それと地域交通関係の予算については、地域政策課としては、現状必要であるものは当然予算化して、公共交通を長く活用していただけるための施策につきまして今後とも取り組みたいということでございました。

それから企業版ふるさと納税、先ほど説明いたしました、あくまでも寄附者からこういう事業を行っていただきたいという要望で寄附を頂いていますので、それに基づいて本町としても今回この事業に取り組むんだと。そのための予算を計上したものだというふうに答弁がございました。町民のための予算と思い、事業を進めてまいりたいというふうな答弁もございました。

それから健康づくりセンター、これはカラーコピーじゃないところが少ないぐらいでしょうけれども、国県への提出資料、それからウェブサイト等で必要とされるものに対応できること、それと町民の方への出前講座、こちらでの資料にも効果的な色を使うことで見やすく分かりやすいものになるんじゃないかと、そういう活用が期待できるということでございました。

それから県補助金での子育て世帯、これは当初予算の中でその内容等も説明されたんじゃないかということだったんですが、今回は国県からの補助金が、よく議員も御存じでしょうけれども、国から幾ら、県から幾らとあった場合、国が県を通してしまう場合にどうしても県の補助金というふうになってしまいますので、県からの補助金、国からの補助金、国県からの補助金が県から一括交付されることになったということだったので、分かったので、全額費目振替を行ったということでございました。

それから、結婚生活支援の事業、これは県の補助要綱ではなくて、国の実施要綱、補助金交付要綱に基づいて実施するものだそうでございます。

それからおむつに関してなんですけれども、手取り足取りというふうな政策というふうに見えるかどうかちょっと分かりませんが、国が令和4年度に使用済みおむつの処分について実態調査を行って指摘というか、町のほうも保育所等について自身で処分をするようにという推奨をされたことがございました。その方針を基に高鍋町もそういう状況なんですけれども、あくまでも保育所等で使用した紙おむつの処分に関わるものであって、自宅で使用した紙おむつはこれまで同様、先ほどおっしゃいました家庭ごみで出されることに変わらないので、ごみの出し方等への影響はないだろうという回答でございました。

それから子育て世代の援助金、一考をということですけども、そこまで質疑の中で一考してはどうかなどという質疑はしませんでした。総括でも同様の質疑をされたかと思えます。給付金の使途についてはその家庭の状況によっていろいろそれぞれ変わってくると思いますので、なかなかそこまで関与できないのではないかというふうな答弁でございました。プラス子どもへの悪影響について相談があった際には、架け橋や保育所、小中学校との連携で保護者に対する指導や助言、必要な支援を行うなどの対応をしていきたい、努めていきたいというふうな答弁がございました。

あとサーキュラーコットンペーパーに関しましては、それぞれ町民生活課以外のところでは質疑等させてもらいましたが、それ以降、取りあえず用紙自体が少ないというところもあるので、取りあえずは11月分、名刺も取りあえず町長分の500枚。議員が作ろうとした場合どうかという話を聞いたときに、先ほど言いましたが500枚単位ということであれば相当、1枚六十何円かかっちゃうんですね。そうした場合にどうなのかというのは、委員の間では苦笑が出ておりました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。13時10分より再開いたします。

午後0時01分休憩

.....

午後 1 時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（中村 末子君） こんにちは。眠たくなる時間だとは思いますが、眠らないように聞いておいてください。

令和 5 年 9 月文教産業建設常任委員会に第 3 回定例会において文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第 5 1 号令和 5 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）中、関係部分について、審査の経緯と結果の御報告をいたします。

審査日時は、9 月 2 2 日、2 5 日の 2 日間、第 1 会議室において、文教産業建設常任委員会委員全員出席、要点筆記の事務局長補佐、担当課職員出席の下、行いました。

なお、審査に当たり、執行部からは詳細な説明資料が提出され、審査を行いました。

説明については全ての報告ではなく、要点のみを報告したいと思います。また、報告順序は付託議案審査日程表のとおり行います。

審査報告に当たっては、委員からの質疑が多数あり、一部の質疑に留めることを御容赦願いたいと思います。

また、今回の調査については行わなかったことを御報告申し上げます。

議案第 5 1 号令和 5 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）中、関係部分予算について、教育総務課から行います。

債務負担行為の学校体育館 L E D 化については、説明資料ページワンの下部に詳細な説明が記されておりますが、東京に本社がある株式会社インディペンデントインキュベータより初期費用分の負担をはじめ、リース契約終了後は高鍋町へ帰属するという有利な提案があり、数年前にもリースによる L E D 化の検討をしたが、提示金額が高かったために断念した経緯があるとの説明でした。

また、株式会社インディペンデントインキュベータ社においては、病院などへの参入もあり、実績があると判断したとのことでした。

詳しい計算については、説明資料ページ 1、2 に記載されており、詳細な説明を受けてまいりました。

歳入では、5 月に東中に対して 1 0 0 万円の御寄附を頂いた方から東中学校の図書購入にと再度 1 0 万円の御寄附を頂いたそうです。審査委員会を代表して感謝を申し上げたいと思います。

教育振興費の予算については、部活動の在り方検討委員会、新たにスポーツ協会会長及びスポーツ少年団本部長 2 名に参加していただくことにより、先生の働きかけに一步前進が図れると期待しての予算増。現在タブレットを導入しているが、故障したタブレットを業者にお問い合わせすると 1 0 台のうち 6 台は修理可能ということで、予備機として活用できると考え、予算計上するとのことでした。

説明は終了し、質疑を求めたところ、委員より、株式会社インディペンデントインキュ

ベータ社の歴史や現在の状況を知らせてほしいとの質疑に、東京が本社で福岡にも支社があり、県内では椎葉村が取引。日南や宮崎の生協病院などが取り入れているとのことで、突然電話があり、会社の概要及び状況を調べ、条件面でも問題ないと判断し選択したとのことでした。

また、リースをする条件として有利なことはとの問いに、7年後は無償で高鍋町のものになるとのことでした。

故障などのときはどうなるのかとの問いに対して、地元業者が設置するので万が一故障などがあった場合は、迅速に対応できると考えているとの答弁でした。

タブレットの故障原因はどのようなもので、その原因はどこにあると判断しているのかとの問いに、落したり、物を挟んだり、故意ではなく不注意によるものと判断しているとのことでした。

次に、社会教育課です。

まず、秋月墓地管理の大竜寺墓地階段手すり新設工事及び高鍋湿原トンボ橋橋梁点検については、いずれも当初予算で計上したものの、不足が生じることによる増。また、トンボ橋の東部のたもとに地下空洞ができており、確認を行い、穴埋めをする費用だということでございます。

旧鈴木馬左也邸別邸を今後どうしていくのか検討するため、町長、職員で愛媛県新居浜市を視察する普通旅費の計上。

現在、勤労者体育センターで卓球をしている団体が、町体育館での利用を要望されているため、新たに卓球台と、球がほかの団体利用者へ迷惑にならないようにスクリーンが必要となるための購入資金などの説明がなされました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、トンボ橋の問題についてどうかの質疑に、トンボ橋のたもとの地下空洞に関して原因を確認すると、空洞ができた原因は分からない。現状では空洞の範囲が分からないため、バックホーで地面を押しながら地下空洞の範囲を確認し、空いた空洞は砕いた石で穴埋めし、様子を見るところでございます。

旧鈴木馬左也邸別邸の旅費について、具体的に整備について住友から資金が頂けるといふことなのかとの問いに、まだそのような状況ではないとの答弁でした。

なお、旧鈴木馬左也邸別邸については、平成12年からの介護保険導入に合わせ、国は介護予防拠点整備事業として100%国負担事業費で旧鈴木馬左也邸別邸を整備しています。したがってスロープなど、おおよそ歴史的遺産とは遠いけれど、雨漏りなどの修復をするためにやむを得ず国100%事業としてやらざるを得ず、現在の状況が残存しているのはあのときの整備がなければ崩れ落ちていた可能性があるかと、私、委員長である中村が指摘をしてみました。

それ以外にも、総合体育センターに設置してある移動式バスケットゴールに関してなど質疑がありました。

次に、上下水道課です。

説明資料はなく、補正予算書ページ44、45の公共下水道費繰出金減額予算についての説明でした。

次に、建設管理課です。

今回の補正予算では、人事異動に伴う増としんきん通りイチョウから常緑ヤマボウシへの植え替え予算、蚊口浜海浜公園外灯改修について説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、イチョウからヤマボウシへの変更はなぜかの質疑に、高鍋信用金庫さんからの寄附があり、イチョウからヤマボウシへの変更をしたものであるとの答弁でした。

また、委員から、撤去したイチョウの木からまないたなどはできないかとの質疑に、木の太さがまな板に適さないとの答弁でした。

蚊口浜海浜公園の外灯について、太陽光発電にできない理由は何かとの質疑に、見積もったが約500万円ほどかかるとのことで見送った。電気料金も今まで60万円くらいだったが40万円程度まで下がる見込みであるとの答弁でした。

委員より、塩害対策はなされているのかとの質疑に、屋外用耐塩型となっているとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

歳入では、地方創生推進交付金の確定に伴い計上するもの。新規就農者育成総合対策事業費県補助金の計上。

歳出では、肥料価格高騰分新型コロナウイルス感染症対策農業政策課分として、肥料高騰対策を国県が補助することに合わせて町も補助することにより、農業者支援として計上するもの。SAP会議の県外視察研修に係る旅費計上。新規就農者育成に係る補助金を出すものとの説明がなされました。

質疑を求めたところ、委員より、肥料価格はどのくらい上がっているのかとの質疑に、約1.4倍上がっているとの答弁でした。

委員より、新規就農者の状況はとの問いに、1名は純然たる新規、1名は親元就農、1名は親戚への農業への参入、いずれも農業改良普及センターなどのアドバイスや指導を受けたり、農大などで研修を行い、途中で辞めないように指導育成をしているとのことでした。

SAPはどのような研修を行うのかとの質疑に、今回は京都の九条ネギを生産している法人を視察する予算で、研修先は当初400万円の売上げだったが、現在は1億円となっているとのことでした。

それと、委員より、質疑だけでなく要望が出されました。新規就農に関しては、資金面、調査などで厳しい現実がある。緩和できる範囲で就農しやすくするようにしてほしい。また、オーガニック農業については、現在水稻など一部だが綾町と同じく幅広く対応できるようにしていただきたいとの要望が出されました。

次に、地域政策課です。

歳入で、県補助としてスポーツキャンプ・合宿等展開促進事業補助金が出されたことによるトレーニング機器を総合体育館へ配置するもの、同じく、稼ぐ観光地域づくり県補助金を利用し、RVパーク予約・支払いを2区画をスマホでできるようにする予算、観光寄附金を頂いたので海水浴場にレスキューチューブなど整備するとの説明でした。

また、「高鍋学のすゝめ」がなくなったために一部を改訂し、1万冊を増刷するものですとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、トレーニング機器のセット数と置く場所、使用料についての質疑があり、総合体育館のトレーニング室に3セット置き、スポーツ合宿補助制度を活用して来られた方については無料ですとの答弁でした。

以上で、全ての文教産業建設常任委員会分は、審査は終了し、討論を求めたところ、旧鈴木馬左也邸別邸の旅費については納得できず、住友に資金をお願いすべきとの反対討論がございました。

討論が終了し、採決に入り、挙手を求めたところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号財産の無償譲渡について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

あまり法律が多くなることは望んでおりませんが、子どもにとって本当にいい法律なのか少々疑問なところもありますけれども、見守っていきたいと思っております。子どもが親の虐待などで命を落とす報道が後を絶ちません。お隣、御近所の関係も希薄になり、何だかわびしい世の中ではありますけれども、役場職員だけで見守れる子どもたちではありません。一番大切なのは御近所さんであり、つながりです。保育所に行っている子

どもたちも本当に私たちがしっかりと見守っていく必要があると思います。高鍋町の子ども誰一人虐待などで命を落とさないよう祈るばかりです。対策をしっかりとさせていただくことを要望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論を行います。

共産党ではコロナ時期を除いてほぼ政府交渉をしまいいりました。今回、旧鈴木馬左也邸に関して愛媛県への視察を予定されていることを文教産業建設常任委員会で審査を行ったところです。松岡議員も発言しておりましたけれども、できれば住友とお話合いの上、旅費計上してほしかったと考えます。旧鈴木馬左也邸は屋根が落ちかかり、雨漏りがひどく、このままでは倒壊してしまうかもしれないとの当時の福祉課長からのお話で、共産党の政府交渉に臨みました。厚生労働省は、介護予防拠点整備事業の一環として予算100%を配分していただき、スロープをつけなければならないという条件をクリアすることで改修ができたものです。既に20年を経過していることを考えると、スロープ撤去についてはできるでしょうが、どのような改修をするのかも計画なしで旅費を使うことは無駄遣いとしか言えませんし、住友が2億円出すのでと言われたとしても、計画がしっかりとできているかは定かではございません。

また、元のデイサービスを社会福祉協議会が使用することになりますし、旧鈴木馬左也邸としての歴史的意義が見いだせるとは考えられません。できれば、あそこにある施設を全て移転して計画するのであるならば、歴史的意義が少しはあるかもしれないと考えます。

町の計画というのは思いつきで行動できるものではありません。長いスパンでもあの通り一帯をどうするのかを計画して決めなければ、歴史的意義などあろうはずありません。新しい個人宅もありますし、県の施設もございませぬ。その中でどうするのか方針を決めてから行動されるのならまだしも、行き当たりばったりでは高鍋の町民性が疑われます。私の政府交渉は全て自費で参加しています。まず町長自ら出かけ、住友と具体的なお話をし

て、資金を出していただくとなれば当然旅費も生きてまいります。今回、教育総務課が体育館のLED化を目指して提案しています。川南の決算を見せていただきましたが、ほとんどのLED化になっている施設がリースでした。金額も高く驚いたところですが、高鍋は負担も少なく、本当に考えての提案だと受けとめました。他の予算もそうです。できるだけ負担が少なく、早急な対応が望まれるものばかりですが、たったこの案件一つで反対するのも悔しい限りです。考えを改めてほしいと考え、反対することにいたしました。本当に悔しいと思っております。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第52号

日程第17. 議案第53号

日程第18. 議案第54号

日程第19. 議案第55号

日程第20. 議案第56号

日程第21. 議案第57号

○議長（永友 良和） 日程第16、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第21、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6件を議題といたします。

本6件は一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。それでは、議案第52号から57号についての審査の経過及び結果について報告をさせていただきます。

まず、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

4月の人事異動により、国民健康保険特別会計から支出しています職員の人件費総額に差額が生じたことから、給料、職員手当等、共済費を減額するもので、出産育児一時金は令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が50万円に引き上げられたことに伴い、

国から補助金が交付されることとなったため財源更正を行うものと説明。

質疑に入り、委員から、病院によって出産費用は異なると思うが、支給額はこれで十分なのかとの質疑に、十分かどうかは判断は難しいが、昨年の実績で50万円を超えた方は1人であるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第52号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正は、令和4年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金の精算により不足額が生じたため、増額補正するものと説明。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第53号につきましては賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、令和4年度の事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源更正をするものと説明。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第54号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳出、一般管理費は4月の人事異動により、介護保険特別会計から支出している職員の人件費に差額が生じたことから、給与、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正するもの。介護サービス等諸費は、居宅介護住宅改修費に不足が見込まれることから、施設介護サービス給付費を減額し、居宅介護住宅改修費を増額するもの。償還金は、令和4年度決算に伴う精算で国、県、支払基金へ返還するものと説明を受けました。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第55号につきましては賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入は、6月議会の条例の一部改正により確定しました面積賦課分の消費税課税対象外還付金が確定した額を計上。

歳出は、パソコンのデータ移行に伴うシステム改修手数料となっております。

質疑に入り、委員から、システム改修後は今より便利になるのかとの質疑に、新規購入したパソコンにデータを移行するだけで、仕様についてはこれまでと変わらないとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第56号については賛成全員で可

決すべきものと決しました。

最後に、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正は、令和4年度の事業確定に伴う一般会計からの繰入金の減額調整及び4月の職員異動に伴う人件費の調整です。

収益的収支は、人件費の減及び下水道事業特別会計の決算確定による減。

資本的収支の減は、決算の確定によるものです。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第57号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第53号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 議案第58号

○議長（永友 良和） 日程第22、議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億3,476万1,000円とするものでございます。

補正の内容についてでございますが、農業用排水路ののり面が崩落したため、災害復旧工事を行うものでございます。

財源といたしましては、分担金及び基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、8月31日、町内で1時間の最大雨量48ミリを記録した強い雨により、被災したことによるものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今説明があったんですが、この資料の写真を見る限り、その手前のほうも何か以前崩落しているんじゃないかなというふうに思われるんですが、これについては承知されていたのかどうか。そしてそのところも併せて今回は整備をしていくのか。整備の仕方は、何か土のうと書いてありますけれども、土のうで大丈夫なのかどうか。ふとんかごとかそういうものでなくても大丈夫なのかということをお聞きしたいなと思うんです。そうでないと、ここ溝にそのまま泥が入ってしまうと溝の水はけがもうできなくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、それはどのように考えて今回の予算を提案されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。議員の申される写真の箇所なんですけれども、ここについては令和3年も同じように雨によって崩落をしたということで大型土のうによる復旧工事を行っております。今回の箇所につきましても、先ほど土のうの耐久性とかいうところの部分の質疑があったんですけれども、この令和3年度の土のう積みのところは今安定した状態で保たれているということでありますので、今回も同じように大型土のうでの復旧工事ということで決めたところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） もう一つは、やはりこの写真を見る限りでは、この土手の管理というのは一体誰がされているのかということがちょっと気になるんですよね。やはりこうやって草が覆っている状況というのは、なかなか被害状況がすぐに見抜けない状況でありますし、そこの被害を受けたところというのが雨に弱かった部分なのか、逆に言えば草がちゃんと根っここの張るものであればひょっとしたら大丈夫だったのかとか、ほかのところ崩れていないところを見ると、それ、どういうふうに判断されてきているのかなとちょっと気になるんですよね。そうでないと、この一帯そのものが、延長がどれぐらいあるかちょっと分かりづらいんですけれども、延長が恐らく1キロまではないのかな、1キロぐらいひょっとしたらあるのかもしれないので、やはりこの状況を1か所をまたあれしたらまたもう1か所が崩れてしまうという、先ほど令和3年のときに土のうを積んで、その土のうがまだ残っている状況だというお話、ここの説明にも書いてあるんですが、やはりこういう状況をずっとこの延長上、どれぐらい100メートルあるのか、1キロあるのか、私にはちょっと分かりませんが、そういう状況が続いていくとしたら、やっぱり農家は今、後継者も不足でなかなかこの土手の草刈りというのもままならない状況があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。だからこういうときのためにやっぱり何らかの方法がないのか、やっぱり管理をする方法というのをしっかりとこの農地を保有していらっしゃる方と、この農地保全会、一ツ瀬のほうときちんと話し合いをした上でやはりやっぴかないと、なかなかこうやって高台に高く積み上げられているところについては、非常に私たちも気がつかない部分があるし、農家の人では非常に困られるんじゃないかなというふ

うに思うんですね。だから延長の問題と、大体大丈夫なのかと、ほかのところについては。だからあそこが悪くなった、ここが悪くなったということで工事費を出していくのはそれはちょっと構わないと思うんですけど、抜本的な対策としてはどのようなことを考えておられるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。今回箇所が2か所目で担当者ともいろいろ話しているんですけども、今回は水路、この下に60センチ幅のU字溝水路があるんですけども、この水路を上回るぐらいの水の勢いがあったということで、下の部分がちょっと洗掘されてから崩壊しているという状況が分かりました。ですので今後なんですけれども、地元ともいろいろ話しながら、この一番下の部分だけでも何かしらの改良というものができないかというふうに今のところ検討をしているところでございます。ですので水路の一番下の部分だけでも土のうを積み重ねていくとか、壊れない対策というのをちょっと考えたいというふうに今のところは思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） もう一つ確認だけなんですけど、今答弁の中でやはり水の量がこの排水路を上回る状況があったということなんですけれども、こっこの土手側には多分いろんな農耕の耕作場、恐らくこちら側には溝は広げることにはできないのかもしれないけれども、正直な話、水の流れそのものをきちんとやっぱり人的に管理することは非常に難しいだろうとは思いますが、やっぱり部分的でも雨をためるような箇所というか、ホール箇所というのをしっかりとやっぱり造っていかないと、60センチでしょう、高さが60センチということなのかな。（「両方」と呼ぶ者あり）両方60センチということは、それを上回る水量があったということはかなり線状降水帯の水量があれば、非常に大変な状況があると。これからそれが起きないという保証はどこにもないわけですよね。だからそれらを考えたときに、下部のほうだけでも水路の横だけでもきちんとしたものをちゃんとしておかないといけないんじゃないかなと。

それとやはり水路に対してこの土手のほうから入るところに、脇にちょっとしてあるんですけど、こんな形の形状のかまぼこ型の形状の土が入らないための蓋というか、溝の状況というのもひょっとしたらつくっていったほうが、より私はこういうあれが広がらなくていいんじゃないかなというふうに思うんですが、それはどのように考えられてこのような土のう施工にされたのか、ちょっとそこを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。この箇所がちょうど流末に近い状態ですので、一番集まってくるところでありますので、先ほども申し上げましたけれども、また水路の脇に大型土のうを積んでいくとか、そういったことも考えながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

失礼しました。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。なぜ討論しようかと思った一番大きな要因は、これからますますこういう状況が増えてくるのではないかなと思います。特にあの地域です。それと市の山地域辺りもすごくありますよね。だから新山地域辺りも、こういった土手のある箇所が本当に高鍋町は何か所もあるわけですよ。そこを考えたときに、本当に抜本的な対策をどうすればいいのかということのをこれからはぜひ考えていただきたい。やはり線状降水帯、それこそゲリラ豪雨などの水害が非常に多発しているこの状況の中においては、農家の皆さんの負担軽減を図っていくためにも、しっかりとどのような対策を図っていくべきなのかということのをきちんと農家の皆さんと話合いをしながら、できるだけ早急に対策を立てていただきたいとお願いをして、賛成の討論といたします。

まず、議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）を、申し上げておりませんでした。最初に入れてください。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 大変失礼しました。討論を省いておりました。させないという意味ではございませんので、御了承願います。

ほかに討論はありませんので、これで討論を終結いたします。

これから議案第58号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第24. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第25. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第25、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第26. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第26、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和5年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員